

文部省訓令第十二号（1899年）と「宗教的情操教育ノ涵養ニ関スル」文部次官通牒（1935年）の歴史的意義について

山 口 和 孝

—はじめに—

封建的な地方分権を打破し、強力な中央集権的国家体制を組織する絶対主義社会は、国家の手になる教育管理、即ち、教権からの教育権の奪取をその教育的特質の一つとする。今日の「世俗化」を理念とする公教育¹⁾の基礎は、絶対主義社会に萌芽を持ち、特に西欧では、形態の差はあれ、教会の宗主権との緊張・抗争の中で成長してきた。

しかし、絶対主義社会での「世俗化」は宗教教育を完全に排除することはない。公教育体系の発展は、国民教育思想の芽生えでもあったが、また、庶民の封建的忠誠心を国家的規模に拡大・再編しようとする絶対主義国家の利益にかなうものでもあり、その面での宗教的道德教育の果たす役割りは大きかったからである。特に、遅れて絶対主義国家の仲間入りしたプロシア、ロシア、日本などでは、「上から」の急速な教育の近代化に関心が払われる一方で、道徳教育面での宗教性が殊更強調された。

資本主義の発達には、制約的にではあれ、国民教育の中に大幅な科学・技術教育を導入した。が、しかし、ドイツや日本では、中等教育以上への科学・技術教育導入に反して、初等教育では非科学的・神秘的歴史教育や宗教的道德教育が一層強調されてくるようになる。こうした国力増強のための近代的実科教育の導入という側面と、非合理的な敬神、祖国愛を中心とする国家への忠誠心強化のための心情教育という側面の矛盾は、後進資本主義国の体制的矛盾の教育的反映であった。

他方、聖と俗との激しい抗争関係の中から生まれ、近代市民社会の基本的人権の一つとして発展してきた政教分離の原則は、教権からの教育権奪取を合理化した。それは、納税者と被教育者の「信教の自由」は、教育を提供する国家の手によって侵されるべきではないという公教育の「世俗化」の論理を確立していった。このことは併せて、「信教の自由」に基づく私立学校での宗教教育の自由を保証するものでもあった。

近代的法体系としては政教分離を採り入れながらも、国民精神統合の精神的支柱を宗教的なものに依存しなければならなかった後進資本主義国の公教育体系は、こうして必然的に歪んだ「世俗化」の方途をたどることになる。

—問題の所在—

「祭政一致の古代天皇制に復古させることを基本に置きながら、急速に近代国家の体裁を整えようとした明治政府は、表面的には政教分離を建前とし、『学制』の実施においても一応²⁾教育の中立性を確保する政策を採った。しかしながら明治政府は、神社神道と皇室神道を直結させた国家神道を「国教」とし、頂点に「神聖ニシテ侵スベカラザル」天皇を戴いた絶対主義国家であった。従って、国民は、好むと好まざるとに拘らず、神社参拝を通じて敬神・崇祖を強要された。帝国憲法に「日本国臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限リニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」（二八条）と規定したのは、国家神道の下に他の一切の宗教を隷属させ、諸宗教に対する「信教の自由」を、天皇制の枠内に制限しようとするものであった。

周知の如く、1890年代に入ると、『御真影』、『教育勅語』、『君が代』の三つを基軸にして、明治維新以来創り上げてきた天皇崇敬への感情を、学校教育と宗教的儀式の結合によって凝結させるという、日本教学体制の基本構造が完成し、学校教育から国家神道以外の宗教性を排除することが一段と強く要求されるようになってきた。「我国文政の方針として宗教と教育とを判然と分離」³⁾することを規定した文部省訓令第十二号が発令され

たのは(1899年)、まさに、このように、国家神道の教義が敬神・崇祖を主軸に整備され、『教育勅語』以外の文化的・道徳的原理が否定されていく時期であった。

日本の急速な資本主義の発展に伴い、国家神道は近代社会の民衆把握に対応できない矛盾を持ってくる。かつて、神祇宮御用掛大隈重信が嘆いたように、神道は「耶蘇教を斥け仏教を排し、之に代って一般の人心を支配せんとするも、偉人傑士の出で心力を之に傾尽するにあら」ず「完全の宗教たらしむるを得ざ」⁶⁾るもので、庶民の宗教的欲求に応える内実を欠いていた。従って、この内部矛盾を克服し、国民のイデオロギー的支配に改変、修正を加えるために、外見的立憲主義の枠組みを壊さずに国民教育へ宗教教育を導入しようとする試みがなされていく。

本稿では、上述のような国家神道体制の下で展開された戦前の宗教教育行政の特徴を、文部省訓令第十二号の発令から、「一般的宗教的情操」教育を奨励した文部次官通牒(1935年)に至るまでの過程に焦点を置いて概括してみたい。

—宗教の概念について—

本題に入る前に一言、宗教概念の問題に触れておかねばならない。近年の宗教の定義をめぐる議論では、宗教概念の拡散化が一様に指摘されている。⁶⁾ この傾向は、現代社会の中での宗教の在り方に規定されているのではなく、歴史が脱宗教化に大きく飛躍する度毎に繰り返されてきた主張である点に注目しておかねばならない。宗教に関する定義の曖昧化は、宗教概念を社会的・文化的現象の中に拡散させてしまい、その結果、政教分離の規定や、公教育の宗教中立性の問題を曖昧にしてしまう。

『岩波哲学小辞典』(昭和十年増改訂版)には「一般に人が超人間的な威力を認めて之に対する畏怖及び信頼の情を感じ、又犠牲を捧げ祈願礼拝し更に多くの場合祭祀儀式を行い義務の念を以て服従奉仕の生活を営む時に、其関係を宗教と称す」と規定されているが、本稿では、戦前の宗教規定に沿って宗教教育の範囲を明らかにするためにこの定義を採用し、宗教

を「超自然的なものへの人間の信仰と、それと直結する思想、感情、行為の総体」と規定したい。なお、こうした定義は、現在の宗教を把握する上でも矛盾するものではない。⁶⁾

また、「敬虔」、「畏敬」、「帰依」等の、情緒 (emotion) よりは一段高い諸感情 (sentiment) を総称する宗教的情操は、当然「神、仏あるいは法などの認識の対象があって、これについての知的活動がある」⁷⁾ ことを前提としており、超自然的なものへの信仰と不可分である。詳しくは別稿に譲るとして、宗教的情操の涵養は、そうした意味で宗教的教育の一般的属性と見做さざるを得ない。故に、「いかなる宗教をも人間のうみ出した『文化』殊に人間が自分の良心と直面する『教育手段』として」⁸⁾ とらえる立場や、「信仰体制の基礎を、心に形成することを目的とする」⁹⁾ 宗教教育を、公教育の中に持ち込もうとすることは、公教育における「信教の自由」を脅かす危険性があると言えよう。

1. 文部省訓令第十二号の発令とその意味

—「私立学校令」と訓令発令の経緯—

1899年は、不平等条約を改正した新条約の実施によって「内地雑居」が始まる年であった。そのため政府は、行政面での諸々の法体系の整備、改訂を迫られたが、文政面では、特に私立学校に関する法律の整備が緊急の課題であった。居留地内に限定されていた外国人設立の私立学校（主として基督教主義学校）の居留地外への拡大が予想されるのに対して、これを取り締る法規がなかったからである。当時は、私立学校に関する統一的法規そのものが存在しなかった。

4月に開かれた第三回高等教育会議には、私立学校に関する全体的な教育行政整備を企図した「私立学校令案」（勅令案）が提出された。第二回会議では、外国人設立になる私立学校は認可しない方向で結論が出されていたが、「基督教国」からの批判を避けるため、政府は一転して条件付でこれを認め、併せて国内の私立学校に対する行政権を明確にしようとした

のである。原案は、官公立学校の補完的機能を担うものであるという私学観に基づいて、私立学校の独自性を極力制限し、強い国家統制の下に置こうという内容のものであった。

「小学校中学校高等女学校其他学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校及政府ノ特権ヲ得タル学校ニ於テハ宗教上ノ儀式ヲ行ヒ又ハ課程トシテ宗教上ノ教育ヲ施スコトヲ得ス」¹⁰⁾という原案第十七条の宗教教育排除規定にもそのことは強く表わされている。即ち、私立学校に特権が与えられているのは、これらを保護しようとする建前からではなく、「私立学校ハ公立学校ニ代用スルコトガ出来ルモノ」だからであり、その結果、「公ノ性質ヲ持ツテ居ル」¹¹⁾ことになるので、公立学校におけるのと同じ論理で私立学校から宗教教育は一切排除されなければならないというものであった。

岡田良平参与官はこのような「半公立学校」という私学観に基づいて、(1)「形ノミナラズ、精神ニ於テモ取締ル」、(2) 宗教家の手になる『教育勅語』の解説書も排除する等¹²⁾という相当厳しい条文解釈を示した。

しかし、法典調査会は政府の宗教対策に対する各国の批判を恐れて、第十七条を原案より削除し、別途「課程トシテハ勿論課程外タリトモ」宗教教育を行うことを禁止する訓令を文部省より出すよう閣議に対して指示した。¹³⁾「私立学校令」は7月16日、天皇親臨の枢密院本会議に提出され、「日本ハ尚排外思想ヲ有スルカト思ハルルノ嫌ナキニ非ズ」¹⁴⁾と懸念して宗教と教育を分離する条項を削除した旨を報告、同日上奏された。他方、内閣書記官長安広洋一郎は7月17日、文部次官奥田義人に対し、宗教教育排除のための通牒を政府方針として出すことを要請。¹⁵⁾結果、「私立学校令発令」の翌8月3日(1899年)文部大臣樺山資紀の名をもって、文部省訓令第十二号を発令し、一般学校における宗教教育及び宗教的儀式の禁止を指令した。

一訓令の意味と矛盾一

訓令は、「私立学校令案」と比べ、(1)「官公立学校」という語句を加えて、官公立・私立の区別なく宗教教育が禁止されることを一段と明確にし、

(2)「課程トシテ」ばかりでなく「課程外タリトモ」宗教教育及び宗教的儀式を禁止した点で重要な意味を持っている。当時「学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校」に含まれないものは専門学校と各種学校のみであったから、訓令は我国の学校教育からほぼ「完全に」¹⁶⁾宗教教育と宗教的儀式を排除することになった。その厳格性は、後年「我国教育行政の一特色として貫れ来ったのである。」¹⁷⁾というような評価を下させることになるが、訓令の言う「宗教」には国家神道は含まれておらず、その信奉や祭祀は「宗教上ノ教育」や「儀式」から超越させられていたことを抜きにして、訓令の評価を下すことはできない。この訓令こそ実は、政教分離原則と祭政一致主義の「政府のいわゆる両者を矛盾的に統一する宗教政策」¹⁸⁾に他ならなかった。

周知のように、『教育勅語』を頂点として行われた国家主義教育の理論基盤は、神聖な万世一系の天皇、皇室に対する崇敬と家族国家としての一君万民を導き出す祖先崇拜を説く国家神道であった。加えて、日清戦争は、皇室儀式を媒介に国民の忠君愛国心を急速に高めるとともに、靖国神社が幾多の軍神を作り上げていった。明治初期、宣教師や教導職が説いてまわった皇上奉戴や敬神崇祖は、度重なる戦争の犠牲者の数に比例して定着していったのである。この過程はまた、諸宗教の国家神道体制への編入を伴っていた。仏教は天皇制と結びついて解釈されていき、基督教も内村鑑三の勅語不敬事件や「宗教と教育の衝突」論争を契機に次第に日本化、国家主義化の方途を辿ることになる。新宗教も例外ではなく、天理教をはじめとして戦争協力・皇国の発展に積極的に加担していった。また従来、基督教を行政の対象外として冷遇していた政府は、「内地雑居」に伴う国際的信用を得るため、条約実施の7月、内務省訓令第四十一号をもってこれを「公認」する妥協をはからねばならなかった。が、またそのことによって「神仏道以外」の宗教も政府の統制下に置く措置をとったのである。更に、その年の12月に開かれた第十四回帝国議会には、山県内閣によって「宗教法案」（岡田良平案）が提出された。この法案は政府の意に反して否決さ

れることになるが、教育と宗教の分離観の背景には、国家神道以外の諸宗教から特権を奪い、これに国家的統制を加えることが前提とされていたことは推察に難くない。

宗教の教育からの分離は、こうした諸宗教・宗派の国家神道体制組み入れ過程と相俟って、学校教育における国家神道の絶対的優位性を確保しようとするものであった。宗教教育及び儀式が「課程外」においても禁止されたのは、国家神道儀式が「課程外」を含め学校教育全体を支配していたからに他ならない。植村正久は、「現今官立若しくは公立学校に於て宗教的の儀式を強い行しむる如き痕跡果して之れ無しとするか……或る学校の如きは祭酒を献じ、餅を併うるなど頗る宗教類似の儀式を行いつつある。……是れ文部大臣の訓令に違反するものにあらずして何ぞ」¹⁹⁾と、訓令の下でも神道的宗教儀式が学校教育の中で依然として許容されていたことを鋭く批判している。

しかし他方、諸宗教が国家主義への従属、傾倒を深めている時期に、徳育教化の手段としての宗教教育を、敢えて何故に排除しなければならなかったのであろうか。

田中不二麻呂や森有礼以来、学校教育から宗教を排除することは一貫した文部省の方針であった。教導職の教員兼務禁止や『学制』の「神官僧侶学校」条項の削除（1873年）²⁰⁾等はその表われであった。この方針は『教育勅語』渙発以後も基本的には変わることがなかった。というより訓令によって一層徹底されたという方が正しいであろう。国立国会図書館所蔵の牧野伸顕文書には、西欧での権力と教権の抗争による混乱に対する警戒心が窺われ²¹⁾、文部省宗務局長であった下村寿一も「欧米諸国に於る両者の関係が古来幾多の難問と紛糾とを生じた事実に鑑み」²²⁾宗教と教育を分離する策を講じたと述べている。しかしながら、先に見たように、訓令による教育の宗教的「中立」の論理は、欧米で発達した「信教の自由」擁護の立場とは異なり、まず(1)私立学校に対し、設立、教授の自由を奪う形で「公ノ性質」を要求し、(2)国家神道の超宗教的位置付けによって、「信教

の自由」否定を隠蔽した論理の上のうち立てられた限定的「信教の自由」論に他ならなかった。即ち、訓令第十二号は教育の「世俗化」を促進する方向には機能しなかったのである。

明治国家創設以来政府は、敬神崇祖と神秘的・原始的儀式性の強調をもって国民統合を計ろうとしてきたが、近代国家を担う「自立的」人生観、社会観を持った人間を育てることには限界があった。従って支配層としてはむしろ、創唱宗教をはじめとする諸宗教の徳育教化力に依存しなければならない側面を持っていた。加藤弘之が『徳育方法案』の中で、修身科徳育教育の行き詰まりを各宗派の協力によって打開しようと宗教的徳育主義を強調したのは²³⁾この観点であった。また、訓令第十二号の撤廃を陳情した基督教学校関係者に対し次の様に答えた樺山文相は、宗教の徳育上の効果を高く評価していた。「尚人民の道德を維持改良するには、是非高尚なる宗教の力を借らざるべからずして、現に基督教主義の学校に於て教育せるものは、他の学校出身者より寧ろ信用するに足るほどにて、基督教の如きは徳育上十分普及せしむる必要あり」²⁴⁾

ところが他方、先述のように、第三回高等教育会議で岡田良平は、『教育勅語』を宗教的に解釈することさえ禁止し「無形ノ感化」まで取り締まるという強硬な態度を示している。訓令発令に担った者達のこのような相対立する見解はそのまま、訓令の内包している天皇制教育体制の矛盾の表われであった。

このように訓令第十二号は、直接的には基督教勢力の進出に対する支配層の過大なまでの危惧を契機とし、教育の「中立性」確保を大義名分とし出されてきたものであったが、それは決して「近代的」な内容を持ったものではなく、また基督教のみの弾圧を目指したものでもなく²⁵⁾、あくまで「信教の自由」を否定し、『教育勅語』以外の一切の教育的諸原理を排除しようとする国家主義的文教政策の延長線上でとられた措置であった。即ち、訓令は、国家神道の非合理性を隠蔽しながら、その体制を強化する役割りを果たしたのである。しかし、訓令の矛盾は矛盾でしかなく、やがては、

国家の手になる宗教の「復権」という政教分離の侵害政策の下に、新しい矛盾の拡大となって展開していくのである。

2. 政府の宗教「復権」政策

—三教合同と宗教局の文部省移管—

神秘的・非合理的な国家神道に、国民統合の精神的支柱としての絶対的優位性を与え、安泰に進展するかにみえた絶対主義天皇制国家も、自らが推進した資本主義の急激な展開によって階級対立という新たな問題に直面し、天皇制はその根底から揺さぶられることになる。天皇制国家は、寄生地主制に依拠しながら資本蓄積を行う過程で、イデオロギー的には「ムラ」的共同体の中に根強く残存する素朴な原始的信仰を温存しながら、それを媒介とすることによって国家神道の浸透をはかってきた。

しかし、日清、日露戦争を契機とする日本独占資本の生成は農業人口の賃労働者化と深刻な農業経済の破綻をもたらし、「ムラ」的状况の崩壊を促進していった。そのことはそのまま、国家神道を下から支えてきたイデオロギー的基盤の崩壊を意味した。新たに生み出された階級矛盾に起因する社会的諸問題に対して、また「近代的」自我の目覚めを希求する知識層の欲求に国家神道は応えるだけの内実を備えていなかった。この事情は仏教においても同様であった。国家神道体制の確立に迎合する形でその安定した地位を維持してきた仏教の主流は、これらの欲求を国家神道の枠組みの中から解きほぐすことなく、むしろ「魂」の問題に解消させる機能を果たしていた。近代的な社会状況に適應するだけの力を備えていた基督教からは社会運動も生まれ多くの知識層を引きつけたが、農村や都市労働者層の胸奥深くまで入り込んでいくだけの土着性は持ち得ていなかった。

明治政府は、労働運動に対する弾圧と道徳面での前近代性の強調でこの新しい社会状況を切り抜けようとした。1908年に出された「戊申詔書」は国民への精神作興の呼びかけであり、1910年の「大逆事件」は社会主義の浸透に対する支配層の恐怖の表現であった。そして支配層は、国家神道イ

デオロギーの補完・強化を諸宗教の「復権」に求めたのである。

三教合同(1912年2月)の提唱者となった床次竹二郎内務次官は宗教「復興」の思想的背景を「段々世の中がむつかしくなり、思想の混乱も心配される時になりました。そこで先づ神仏に……吾々の社会に躍り出て貰ったがよかろう」²⁶⁾と、的確に述べている。欧米視察(1906年)で彼が目にした欧米の姿は、岩倉具視や伊藤博文が文明開化の範にしようとしたそれとは異なり、資本主義の矛盾の解決に苦悩する姿であった。それはやがて日本の政府が直面するであろう苦悩でもあった。が、同時に彼は、資本主義の矛盾が激化した中であっても、宗教が階級対立緩和の機能として有効な働きをしていることを観察していた。

原内相をはじめとする政府要人と神(教派神道)・仏・基代表を一堂に会した三教合同²⁷⁾はこれら三教の融和・提携が成ったばかりでなく、皇運扶翼のためにその教義を国家に従属させることを誓ったことにおいて重要な意味を持っている。同じ月、姉崎正治の奔走によって行われたもう一つの「三教合同」もまた、皇国のためになされた「日本開闢以来の」²⁸⁾教育家と宗教家との一致協力体制作りであった。これによって政府は、日露戦争後の社会問題に対応するべく従来の宗教政策を転換し、新たに特定の宗教に「公認」²⁹⁾を与えることによってその抱き込みの地慣しを進めていったのである。

三教合同の翌年6月、それまで内務省に置かれていた宗教局が文部省に移された。これによって公認宗教の監督は文部省が、国家神道及び所謂「類似宗教」は内務省がそれぞれ管轄し、内務省はもっぱら宗教の思想的・政治的取り締りに重点を置くことになった。これを機に、かつて岡田良平とともに「政教分離」をふりかざして文部省訓令第十二号撤廃要求をはねのけた一人であった奥田義人文部大臣は、官邸に三教代表者を招き国民教化のための宗教と教育の協力体制作りを訓示した。

こうした政府の宗教政策は、長年『教育勅語』一辺倒に固執してきた官僚、教育者や冷遇されてきた宗教界に戸惑いを巻き起こしながらも、表面

的には宗教の「復権」を認める「寛大な」宗教振興措置と映った。事実、大正自由教育を「ヴィヴィイドたらしめる」³⁰⁾間接的要因となった側面もある。がしかし、政府の意図は次節以下にみるように「政教分離」を済し崩しに否定しながら宗教を懐柔し、その教化力を利用することにあつたのである。

3. 「知育偏重」の批判と「宗教心の啓発」

—臨時教育会議と宗教動員体制作り—

第一次大戦を槓杵として急速に確立した日本独占資本主義にとっては、体制間矛盾という深まりつつある資本主義の危機の中で、ロシア革命に影響されて高揚する社会主義運動と、他方、高等教育機関の拡充と一定程度の国民生活の高上に相まって生み出された自由主義・共産主義思想の拡大、という反体制化する思想「悪化」をどう阻止するかが緊急な思想的課題となった。それは、日本の帝国主義的侵出をイデオロギー的にどう合理化するかという課題と裏腹であった。

こうした独占段階に入った資本の要請に十分に対応しきれない明治以来の教育制度はその根本から問い直されることが必要であった。1917年9月寺内内閣のもとに内閣直属の文教政策諮問機関として設置された臨時教育会議の任務は、帝国主義戦争を遂行できる「国家有用の人材」を養成するための新しい教育制度と、「国体の精華」を擁護する「民心の作興」のための国民教化策をうち出すことにあつた。

第一回総会で挨拶に立った岡田良平文部大臣は従来の小学校教育が「忠良ナル臣民」の持つべき国体観念を十分育成してきたとは言い難いと述べ、各委員もそれぞれに明治以来の「知育偏重」を批判した。関直彦は「支那」・「露西亜」の帝政が倒れた今となつては日本の「皇室」を一層「尊崇する観念」育成が社会主義、自由主義思想に対抗して強化されねばならないと述べ、成瀬仁蔵は道德教育の形式化を批判し、教師は「宗教ノ本質デ」ある「宇宙ニアル絶対的實在」に対する「信念」を持って児童・生徒の感

化にあたらねばならないことを強調した。高木兼寛は、帝国列強が基督教教育を重視していることを引き合いに出して、日本の教育の立て直しが、帝国主義段階に相応した精神的基盤を必要としていることを述べた。

諮問第六号「女子教育ニ関シ改善ヲ施スヘキモノナキカ若シ之アリトセハ其ノ要点及方法如何」³¹⁾の審議過程では、女子高等教育機関の拡充という一般の要求とは裏腹に家族制度を補強する良妻賢母主義の徹底が打ち出された。自由主義・社会主義思想の影響は家庭にも及ぶ気配をみせていた。即ち、「社会主義ノ為ニ社会ガ破壊サレルト同様ニ児童ノ間カラ国民性ト云フモノガ破壊サレル」ことを防ぐために「宗教的信念ト云フモノヲ涵養」し「斯ル危険ナル思想ノ流レ込ムニ対シ最モ意ヲ此辺ニ用ヒテ教師タル者ハ即チ生徒ヲ教授」³²⁾することが必要であるとされた。家庭教育での道德教化を母親の宗教的信念に基づいて行い、以て家庭の内から思想「悪化」を食い止めようという考え方である。

会議の目指す教育政策の本質は「教育ノ効果ヲ完カラシムヘキ一般施設ニ関スル決議」（1918年10月）に示されるが、平沼騏一郎は提案理由の中で、敬神崇祖が全ての宗教共通の普遍原理であることを確認し、宗教の教義上からこれを疑うことを否定した。その上で国民道德教化に寄与できる宗教の「刷振」が要求されたのである。

このように、宗教的信念育成の要求は「知育偏重」批判の代替物として導入されようとしていた。

臨時教育会議答申は諸学校令の改正などの諸施策となって具体化され、「国民道德の養成」、「婦徳の涵養」など道德教育の能率強化がはかられた。

教育の分野ばかりでなく、社会全般にわたって国民教化への宗教動員体制作りが着々と進められていった。1902年には「官国幣社職制・神職任用規則」が公布されていたが、加えて「皇室祭祀令」（1908年）、「官幣社以下神社神職奉務規則」（1913年）、「神宮祭祀令」（1914年）等一連の法令による神社制度の整備がなされた。日本の植民地侵出が始まるとそれに伴って台湾神社、朝鮮神社が創建され、内では明治神宮造営によって国家神

道の「神話」が生々しく基礎付けられた。他方では都市や農村の未組織大衆を爆発的に組織していた皇道大本教に対する弾圧（1921年第一次大本教弾圧）に象徴される一部新興宗教の取り締り・懐柔が行われた。³³⁾ 大本教は「敬神尊重愛国」を標榜し国家神道補完機能を果たしていたにもかかわらず、支配層はその大衆動員と、民間に根強く残る「ミクロ」浄土の「世直し」信仰に、「米騒動の宗教版」を見たのである。

4. 学生思想対策としての「宗教的情操の涵養」

関東大震災の混乱を一早く利用して思想弾圧に乗り出した政府は、「国民精神作興ニ関スル詔書」（1923年11月）を発し、「今ニ及ンデ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜センコトヲ恐ル」³⁴⁾と国家転覆の危機感を露にする一方、「大正デモクラシー」や共産主義運動を一挙に根絶やしにしようとした。こうして「国民精神作興」と「思想善導」が文教政策の中樞に据えられることになる。震災の翌年成立した清浦内閣の文部大臣江木千之は水野錬太郎内務大臣とともに先例に習って神・仏・基三教代表を官邸に招致し、「国民精神復興会議」³⁵⁾とも言える宗教家との会合を開いた。席上江木文相は「徒らに唯物思想に捉はれ」³⁶⁾ている現下の思想状況に対し宗教界が結束してこれに当り、「国民精神復興」運動に協力することを要請した。

—訓令の脱法「指示」—

国家の手による宗教振興・動員策を通じて、宗教を教育の中に「復権」させる世論の形成が徐々に進められていった。1928年文部省は、校長会議や府県教育会の宗教教育必要論につき上げられる形で、学務部長会議において宗教教育の問題に触れ、文部省訓令第十二号を「改変することは出来ないが、該訓令を現在よりは寛にし、大目に見る」「指示」を行った。宗教局長であった下村寿一は「学校の本質を失わざる限り宗教教育をなすを大目に見、学校の意見によって各自の行動をとらしめることとした」³⁷⁾と

述懐し、この「指示」が訓令第十二号の脱法解釈への端緒を開いたものであることを自ら認めた。これを機に思想「善導」対策としての宗教教育議論が俄に活発となる。しかし先述したように訓令第十二号の基本原理を放棄することは国家神道の超宗教性を保持する上で不可能なことであった。1929年暮、内務省に神社制度調査会が設置されたが、ここでわざわざ国家神道は宗教に非ずという再確認がなされなければならない程、国家神道の超宗教規定は非合理的、不安定的なものであった。他方、こうした確認は国家神道を宗教教育の議論から超越させておくための布石でもあった。

—宗教教育導入の布石—

1928年春から二度にわたって行われた共産党に対する大検挙及び一連の学生運動弾圧、更に天理研究会員の不敬事件による大量検挙の結果は、高等教育機関や新興宗教から支配体制そのものの存在を否定する青年、学生が続出していたことを示し、政府に大きな衝撃を与えた。天皇はこの年の秋、即位の大礼で「教化ヲ醇厚」にし「民心ノ和会」を求める勅語を下賜した。また勝田主計文相を宮中に召致して「御沙汰書」を授け、国民教化の急務なることを告げた。治安維持法は緊急勅令によって改悪され、全国には特高警察が配置されて治安対策が強化された。文部省では学生思想対策のために学生課を新設するとともに、各級会議で共産党事件の経過を報告し「思想善導」、「思想困難」を訴えた。

翌年2月の第一回学生生徒主事会では、思想対策として高等教育機関での母親教育の重要性が強調され、直情に走り易い青少年に「母ノ威」をもってあたるための婦徳強化が確認された。6月の全国高等女学校長会議では、良妻賢母主義に立脚した女子教育の振興が思想対策上重要であることが訴えられ、「思想善導並宗教心啓発方案答申」が出された。この中で、「現代思想の弊風はやがて女生にも及ぼんとする兆なきにしもあらず」⁸⁰⁾として、「宗教心の啓発」と訓令第十二号の緩和が要求された。

国会には各地の宗教団体から、各級学校に「宗教科」設置請願が寄せら

れていた。文部省は、海外の宗教教育の実情を研究する一方、視学委員に命じて「宗教教育方法竝ニ効果如何」という調査を命じていた。当時の「文部省視学委員復命書」³⁹⁾は、各地の公立学校で宗教教育ないしそれに類することが行われていたことと併せて、教育現場で混乱が生じていたことを報告している。

—人格「陶冶」のめざしたもの—

幾多の弾圧にも拘らず非合法に先鋭化する学生思想問題に対し文部省は、1931年、学生思想問題調査委員会を設置し、「学生、生徒左傾の原因」と「対策」を立てるとともに、国民精神文化研究所を発足させて反マルキシズム的人格「陶冶」の理論作り着手する。が、いずれにおいても、学生、生徒の「国体精神」に連続する宗教的情操涵養が、対策の重要な柱として位置付けられていた。非合理的な「国体精神」を頭ごなしに学生、生徒に強制するだけでは彼らの心を誘引することができない。そこで、「国体精神と相関係せる人生観、社会観を基として」マルキシズムを批判できる能力を備えた人格の「完成」が目指されたのである⁴⁰⁾。敬神崇祖と儀式以外宗教的内容を持たない国家神道の神秘性のみでは説得し切れない個々人の人生観社会観を「国体精神」に連続させる媒介物として、宗教的情操教育の役割りが期待されたのである。

このように人格陶冶・完成は教育上の課題としてではなく専ら思想対策上の課題として捉えられていた。

5. 教員思想対策としての「宗教的情操の涵養」

満州事変を契機として、軍部は教育に対する発言、介入を強めていき、教育政策には直接戦闘に必要な効果が期待されるようになってきた。それに伴い、神社参拝は学校行事の中心を占めるようになっていった。上智大学の学生は柳条溝事件一周年記念の靖国神社参拝を拒否し（1932年9月）、広島県の安芸門徒もまた信仰上の理由から「宗教」としての神社参拝を拒

否し、弾圧を受けていた。岐阜県では、小学校生徒が基督教の「宗教的情操教育の涵養に忠実であった」故に「聖書の神しか信じない」⁴¹⁾と神社参拝を拒否し、登校停止処分を受けた(1933年、美濃ミッション事件)。このように、国家神道の押しつけに対し「信教の自由」を擁護しようとする民衆の動きと、宗教的情操教育の矛盾が各地で次第に明らかになってきた。

—三重県宛通牒—

1932年12月文部省は、三重県に対し宗教局及び普通学務局連名で、1928年の学務部長会議「指示」を「通宗教的情操ヲ陶冶スルコトハ」文部省訓令第十二号に違反しないという形で明確化し、「訓令ノ解釈ハ厳格ニ亘ラサル様」指示する通牒⁴²⁾を發した。もともとこの通牒は、慰霊祭執行に学校施設を提供することまでを禁じ、結果として「文部行政のために内務行政に干渉したこととなった」⁴³⁾三重県の措置に対し、神道儀式を宗教行事として学校から排除してしまふことを懸念した文部省の行政指導であった。が、これを機に「通宗教的情操」教育は文教行政上の市民権を与えられ、理論付けがなされていくようになる。しかし、議会での鳩山文相の答弁が示すように、それはあくまで「皆我が国体ヲ注釈シテ居ル」「各宗教」を通じて「宗教的敬虔ノ念」や「崇高ノ感情」を育成し、以て「大正デモクラシー」と諸労働運動によってもたらされた「精神的頹廢」を「本ニ返スト云フコト」⁴⁴⁾であった。

—教員の思想「善導」対策—

政府の弾圧や懐柔・分断政策によって、一時退潮していた教員運動も1930年代に入ると労働運動として再び甦り、教員の待遇改善などの経済的要求を越えて、反帝、平和、反国体思想を教育実践として掲げるようになってきた。

5・15事件後成立した斎藤実内閣の鳩山一郎文相は、「市町村立尋常小学校費臨時国庫補助法」(1932年9月)によって教員給与の未払いを解消し、

「学齡児童就学臨時奨励費」を国庫から支出させる等して教員の階級的自覚に繋がる要因を取り除こうとする一方、国民精神文化研究所を通じて思想堅固な幹部教員養成に努めた。しかし、師範学校を含む教員の中から共産主義運動に関係する者は跡を絶たず「国家ノ為実ニ痛心ノ至リ」⁴⁵⁾と彼を嘆かせた。

折しも、教科の自主的再編成、生徒の自治活動、国定教科書の反面利用などの教育実践に積極的に取り組んでいた長野県教員運動に対する苛酷な弾圧（1933年2月、所謂「長野県教員赤化事件」）が行われ、これを頂点として、学生、生徒に加え教員に対する思想「悪化」対策が文教行政の中核に据えられてくる。この事件は「わが国教育界未曾有の不幸事」⁴⁶⁾として第六十四帝国議会でも問題とされ政友会、民政会は「思想対策ニ関スル決議案」を合同提議（3月）した。これに対し内ヶ崎三郎議員は「宗教教育、仏教或ハ基督教或ハ神道、何レデモ宜シイガ矢張一種ノ宗教的信念ヲ、学生青年ニ植付ケルト云フコトヲ、寧ロ政府ガ進ンデ奨励セラレルコトガ必要」⁴⁷⁾と賛成演説をなし盛んな拍手を受けた。この決議もあずかって内閣は思想対策協議委員会を設置し、夏には内務省警保局案をもとに「教育・宗教ニ関スル具体的方策案」⁴⁸⁾が閣議に提出された。これには、教員養成機関、官公私立学校、青少年社会教育対策から思想、言論、報道統制、移植民対策にわたる膨大な思想・治安対策が網羅されていたが、「思想指導人心啓発ノ根幹タルベキ教育宗教ニ関シ」師範学校の改善と「宗教家ノ覚醒」が強くうち出されていた。

—「非常時」と「宗教的情操」教育要求運動—

「満州」に傀儡政権を擁立した日本は列国から激しい批難を浴び、ついに日本は1933年3月国際連盟を離脱するに至った。政府は内に「思想国難」を抱え、国際的には孤立しながら列強諸国との帝国主義的領土分割競争に立ち向わねばならなくなった。政府はそれを「非常時」と表現し民心の結束を要求した。「非常時」意識は教員養成や学生問題に対する対策を思想対策上から根本的に手直しする政策となって表わされた。文部省の各

級会議では教員の思想・素行調査の強化, 師範学校の内容改善が要求され, 鳩山文相は各級校長会議に対し教員, 生徒の思想「悪化」を「幾微ノ間ニ」把握, 報告することを求めた。また, 精神教育の手直し・強化のために国民精神文化研究所の予算が増額され, 師範学校への生徒主事配置, 思想局の設置など, 教員志望者や学生, 生徒に対する全面的な思想対策が繰り開げられた。

他方, 「長野県教員赤化事件」以後急速に国家政策遂行に迎合していった各級教員運動はこぞって自らの内から積極的に思想問題への対応策を決議していった。5月に開かれた第十三回全国小学校女教員大会では「女兒教育上特に留意すべき点」の一つとして「宗教的信念を養はしむること」⁴⁹⁾を答申, 同じ時に開かれた全国高等師範学校長会議でも「信念の養成上学校教育に於て宗教教育を施すの可否」⁵⁰⁾が論ぜられた。その他全国実業専門学校長会議でも「宗教的情操の涵養に留意すること」が決議されるなど大学を含む諸教育機関での精神教育強化が謳えられる一方, 5月は京大滝川事件が起こり大学の学問の自由が脅やかされようとしていた。

政友会はこの年の暮, 「思想対策要綱」, 「教育改革案要綱」を發表し, その中で「唯物万能の余弊たる宗教排除の社会の現状に一転向を施し, 宗教的精神を鼓吹して, 人格の陶冶と国民精神の發揮とに資せしむること」⁵¹⁾を訴え, 併せて宗教法案制定への企図を示した。

最早, 宗教復権の要求には, 知育偏重, 形式的道德教育の弊害を解決する「救い主」を待ちわびるの観があった。教師自身もまた, 国防の一線にある兵士と同じ意気をもって「日本精神開闢」にあたることを決意し, 自らのうちから進歩的教師を排除していった。

教育への宗教の導入は, 当初は政府に尻押しされたものでありながら宗教界から要求されたものであった。が, やがて, 本来政教分離を守るべき立場にある教育界内部からの呼応という援軍に支えられて政府の政策は大きく力付けられることになる。こうして1933—34年頃までに, 宗教教育導入の準備が基本的に整い, 後は政治的契機の熟するのを待つだけであった。

既に明らかなように、宗教の教育への導入は、自然の驚異や人間性を素直に見つめ、感動する精神育を成し、以て人格の完成を目指すという宗教家や教育学者の主張からは程遠く、国体護持のための異思想排斥と滅私奉公に「安心立命」の境地を与えることに主眼が置かれていたのである。それはまず、将来良妻賢母となり基本的構成体として天皇制国家を支える家庭で幼児の教育に携る女子の高等教育において要請され、次いで、生徒に対し権威をもって天皇制イデオロギー注入の役割りを果たす任務を負った教員の養成機関において導入されようとしていたのである。

6. 「宗教的情操ノ涵養ニ関スル」文部次官通牒の発令

—宗教教育協議会—

1935年2月の第六十七帝国議会では美濃部達吉の「天皇機関説」が問題として取り上げられ、岡田内閣は「国体明徴声明」を発して「国体ノ本義ニ疑惑ヲ生ゼシムルガ如キ言説ハ厳ニ之ヲ戒メ」⁵²⁾ることを全教育機関に訓令した。これによって「国体」のタブー性はいよいよ強められ、科学は「神話」の前に屈していくことになる。教育の軍国主義化は一方で戦闘遂行と兵器開発に必要な実業的学科と自然科学の強化を謳えながら、他方では自然科学の分野においても「敬虔ノ念ヲ以テコレニ対スルコト」⁵³⁾を合わせて要求するという矛盾の中で展開されようとしていた。

「宗教的情操ノ涵養ニ関スル」文部次官通牒（発普一六〇号，1935年11月28日）が発令されたのはまさにこのような状況の下であった。この通牒は、従来「禁止」されていた宗教教育のあり方を改めるべく同年3月に設置された宗教教育協議会の答申に基づいて発せられたものであったが、その内容は答申の一言一句と殆んど変わりのないものである。

宗教教育協議会は宗教教育一般について審議することを建て前としながらも、直接的には師範学校に「宗教科」を設置することを目的としていた。このことは非常に重要な意味を持っている。

学生、生徒の思想対策をいくら強化しても教室に感化力の強い、反国体

思想を抱く教師がいるのでは何らの効果も期待できない。従って、学生、生徒の人格「陶冶」には、まずもって教師の「人格陶冶」、「修養」、「信念の育成」と、訓令第十二号発令以来、教師の中に根強く残る反宗教意識を払拭することが要求されたのである。

また、宗教を直接学校教育に導入することには諸々の困難が存在した。ひとつには、いかに国家神道の下に従属してきたとはいえ、歴史の重みに耐えてきた伝統を持つ諸宗教によって国家神道の絶対優位的地位が脅かされることに対する危惧があった。また何より多重信仰 (syncretism) という国民性が宗教の定義を困難にしていた。他方、教育理論においても、宗教教育は本来、読本主義や徳目主義によらず学校生活全体を通じて、とりわけ教師との人格的触れ合いを通じて感得されるものであるという意見が強くあった。

こうした事情から、宗教教育の導入は師範学校に「宗教科」を設置することを最高の具体的目標として議論されてきた。このことはそのまま、学校教育にストレートに宗教教育を持ち込むことが理論的にも実践的にも無理であったことを宗教教育推進者自らが自覚していたことを示している。一貫した宗教教育の提唱者であった入沢宗寿は、宗教教育の導入は必要だが「微温的にとどめるべき」で、わざわざ火中の栗を拾わなくとも教員自身がしっかりした宗教的精神を持ち得ていれば、「それだけでも（生徒を一引用者注）敬虔に導く」⁶⁴⁾と述べている。

こうした要求にもかかわらず、答申はその第一項で師範学校に「宗教科」を設置することは「篤ト調査研究ヲ要ス」と、協議会そのものの目的に強い否定を打ち出した。それは「(恐らく少数者の一著者) 最後の仕切りであったに違いない」⁶⁵⁾という推察もされているように協議会の教育学者メンバーの抵抗を表わしたものであるとともに、いかに宗教教育の実現が無理な問題を孕んでいるかを物語るものでもある。答申に先立つ5月の高等師範学校長会議では「学校に於て宗教に対する知識竝に情操を陶冶する方法に関する件」が審議されたが、この中で、教育上混乱を招きかねないの

で「宗教科として独立した教科は認めがよい」⁵⁶⁾という意見が提出されていた。

しかし、答申の第二項以下では「第一項によって打遣られたものを何とかして取繕はんとするてれかくし（傍点著者）か又は愚劣な窮策に外ならぬ」⁵⁷⁾のような展開が示された。即ち、学校において「教派的」、「宗派的」教育を施すことは「中立不偏ノ態度ヲ」侵害することになるのでできないが、「宗教心を尊重し、宗教的情操ヲ涵養シ人格ノ教養ニ資スルコト」（第四項）は大いに奨励されるという論理である。「中立不偏ノ態度」は「信教の自由」の立場を尊重するかの如き響きを持っているが、実は国家神道を宗教教育の埒外に置くために要求され、他方で、全ての教科、学校行事、教育環境の中で「適宜宗教的方面ニ注意」することが具体的に示され脱け道が用意されていた。更に「宗教科」設置を見送ったことも「高德ナル宗教家等」に校内で講演させたり、学校内外で「教員及生徒ノ宗教ニ関スル研究又ハ修養ノ機関ニ対シ適當ナル指導ヲ加へ」ることで実質的に代償されていた。そしてこれら全ては、『教育勅語』と「矛盾スルガ如キ内容及方法ヲ以テ」することを「許サズ」（第四項）という前提のもとに展開された。たとえ「宗教ノ国民教化ニ及ボシタル影響」、「偉大ナル宗教家ノ伝記等」を歴史的知識として教授する場合でも、第四項の制限のもとで行われる限りそこで行われる、「宗教的」なるものは最早「国家的」と言わざるを得ない内容のものでしかないであろう。

こうして政府は、宗教的情操教育はむしろ積極的に奨励し、「わが国の学校教育、特に国立・公立学校における宗教教育実施の方針としては一大変化」⁵⁸⁾を行ったのである。

一次官通牒の波紋一

宗教教育推進者はこの通牒を「彼等（宗教家と教育家—引用者）が双方互に旧来の疎遠を謝して握手すべき時は来た」⁵⁹⁾と歓迎した。他方学校では、宗教重視の気運に乗って国家神道儀式の徹底化、厳格化が強まってい

った。1935年から年次を送って改訂されていった第四期国家教科書には、「天皇を神と仰ぎ奉ると共に、皇室を宗家といただき奉る」（修身科巻三）ことが謳われ、数学の問題ですら「オ宮ノ石ダン」を教えさせたり、お寺の屋根から飛んで来たカラスが、「オ宮ノ屋根」に変わるなど、教科内での神国意識、皇室尊崇が強調されるようになっていった。神道色ばかりでなく、仏教に題材を求めた記述が最も多く現われるのも第四期の特徴である。⁶⁰⁾ こうして、天皇が現人神であり、皇室が宗家であって、臣民各々はその分家として垂直的に結合しているという天皇制家族国家観が、宗教性を帯びて教科の中で説かれるようになってくる。

また、「答申」には、「正シキ信仰」を尊重し、「苟モ公序良俗ヲ害フガ如キ迷信ハ之ヲ打破スル」（第三項2）ことが謳われていたが、次官通牒発令直後の12月8日には、日本宗教史上未曾有といわれる大本教第二次弾圧が開始され、引き続いて燈台社をはじめとする幾多の「類似宗教」が「邪教」、「逆賊」、「非国民」の汚名を着せられて弾圧されていったことを付記しておかねばならない。

「宗教的情操」教育は学生、労働運動に抵抗するためばかりでなく、一方における宗教教化団体、宗教家に対する国家的テコ入れ、他方における新興宗教弾圧という文部・内務両省の連携プレーの上に導入されようとしていたのである。

7. 「宗教的情操」教育のめざしたもの

文部省は「宗教的情操」の概念を「一宗一派に偏しない」「宗教的なもの」と言明した以外は何ら明確な定義を提示してこなかった。畢竟そのことは様々な解釈を生むことになる。詳しくは別稿に譲るとして、ここでは目指された「宗教的情操」教育とは何であったかを最も端的に示す一、二の事例を紹介して結びにかえたい。

宗教教育協議会メンバーであった東京帝国大学名誉教授吉田熊次は、答申の直後「宗派的信仰なしに一般的なる宗教的情操なるものは発生し得」

ず「宗教的情操の陶冶を現制度の学校教育に求めることは極めて無理」⁶¹⁾と一宗一派に偏しない宗教教育なるものが存在しないことを述べている。本当に「宗教的情操」教育をしようとすれば、現実には特定の宗派、教派的教義から導き出される「特定の宗教的情操」教育に成らざるを得ず、そうなる弾圧されるという矛盾を示したのが先に引用した美濃ミッション事件である。

従って、この矛盾を隠蔽するために「普遍的な宗教」、「各最高宗教に共通な道徳的要素」⁶²⁾が存在するという論理が生み出された。しかし、諸宗教を弾圧・懐柔することで築いた国家神道の宗教的絶対的地位が、絶対的であるが故に全ての宗教を超越し、普遍的であるという逆立ちした論理によって合理化されたのである。それは天皇神格化と不可分である。「絶対的」、「永遠的」なもの、「深遠なる或るもの」への「畏敬の情」、「帰命の情」、「感謝の情」は、「人格的倫理的存在」であったり「人間に勝れた慈悲深き方」である皇室及び天皇に連繫させられていった。神奈川県教育会の募集した懸賞論文「宗教的情操涵養の方策」に一等当選した小学校訓導杉村武夫は次のように書いている。「畏敬の情」とは「或る偉大なるものの力——（神仏）に怖れ、深く心霊の奥を叩いて、自己以上の神霊と感応し、かたじけなさに涙こぼるるの情にむせぶ深められた感情である。そこには、神仏の大能を渴仰し、冥想し、自己の如何に弱小なるものであるかを痛感して、罪障凡夫のはかなさを真にさらけ出して、偉大なものの前に、拝跪せずには居られぬ厳肅の感情を伴うものである。皇大神宮を拝礼した時、寺の本堂で仏前に坐らされた時、陛下の御親閲を賜わる時、怖ろしいが又其処に尊厳侵し難い、而して、又何とはなしに引きつけられる宗教的体験を屢々繰返すことである」⁶³⁾

以上みてきたような歴史的背景を持つ「宗教的情操」教育が、1945年10月国民教育局長より発せられた「宗教的情操ノ涵養ニ付テハ昭和十年十一月二十八日発普第一六〇号文部次官通牒ニ拠ラシメラレ度」（発国第二一〇号）という通牒によって、理論的吟味を経ることなく再び確認された。勿

論、戦後、国家神道は解体され、『教育勅語』も廃棄されて、状況は質的に異なっているが、「信教の自由」をめぐる議論が高まり、その理論的内容も深まってきた今日、「宗教的情操」教育の内実は様々な意味で問題を再び投げかけている。

註

- 1) 「公教育」のとりえ方には、公共機関の監督、公費による運営によって組織される教育体系とするものと、市民社会における「私事」としての教育の総体を指すものと二つがある。(『講座 教育行政 第一巻 教育の本質と教育行政学』協同出版昭和53年)近代社会における学校体系は、私立学校も含めて「公の性質」を持つものであるが、本稿では「公教育」を、前者の国家が統轄する教育体系に限定し、それは義務制、無償性、非宗教性という三大原理を基本的な内容とするものとして位置付けている。
- 2) 教員養成と学校建設の立ち遅れを一時的に打開する措置ではあったが、1873年3月文部省は布達第三十号をもって『学制二編』の追加補足を行い、その中で「神官僧侶学校」の開設を認めた。また、同じ年教導職の教員兼務が禁止される(文部省布達第百十五号)が、僻地の教員不足を補うためこの布達は、教導職が廃止される(1884年)まで差控えられた。
- 3) 下村寿一、『教育行政撮要』岩波書店、昭和8年 p. 31
- 4) 圓城寺清、『大隈侯昔日譚』新潮社 大正十一年 p. 242
- 5) 「シンポジウム 宗教概念の再考」『宗教研究』第51巻第4輯 No.235
- 6) 詳しくは、W. R. コムストック著柳川啓一監訳『宗教 原始形態と理論』東京大学出版会 1976年を参照されたい。この中でコムストックは、宗教の定義付けとして用いられる指標として①超経験性、超自然性、②神聖性、③究極的関心、究極性の三つをあげ、②③は概念を曖昧化するものとして退け、①の指標を最も広く支持されかつ妥当なものとしている。
- 7) 深川恒喜、千葉博編著、『道徳教育における宗教的情操の指導』明治図書、1965年、p. 38
- 8) 井門富二夫(編)「政教分離に関する政策資料」『東洋文化研究所紀要』第三十七冊 東京大学東洋文化研究所 昭和四十年 p. 225
- 9) 岸本英夫 『宗教学』 大明堂 昭和36年 p. 67
- 10) 文部省大臣官房秘書課 『高等教育会議議事速記録 3』 明治32年 p. 55
- 11) 同上書 pp. 59—60
- 12) 同上書 p. 59

- 13) 国立公文書館所蔵『公文類聚第二十三編明治三十二年卷二十八 学事門, 学制, 文書第六』
- 14) 同上書
- 15) 同上書
- 16) 「専門学校令」には「特別ノ規程アル場合ヲ除クノ外本令ノ規程ニ依ルヘシ」とあり, 「特別ノ規程アル」学校として神職養成機関である神官皇学館や陸軍大学校, 陸軍士官学校等があり, 特に神官皇学館は勅令第百三十号(1903年)によって内務省直轄の官立学校として他宗派の宗派教師養成機関とは別格の扱いを受けた。また, 神・仏・道学校に対しては訓令第十二号発令の翌日, 内務省訓令第七四二号「宗教学校設立ニ関スル件」等を発令して特典を与えた。
- 17) 平塚益徳 『日本基督教主義教育文化史』 日独書院 昭和12年 pp. 3—4
- 18) 井門富士夫(編)前提書 p. 301
- 19) 『福音新報』 明治三十三年五月九日第二百五十四号
- 20) 文部省布達第百二十二号, なお「神官僧侶学校」規定の追加, 削除の問題に関しては, 石田加都雄「神官僧侶学校の設置と廃止について」『清泉女子大学紀要』Vol. 7 1960年に詳しい。
- 21) 国立国会図書館憲政資料室所蔵 牧野伸顕文書 217 「宗教行政ニ関スル私見」明治二十九年
- 22) 下村寿一 前掲書 p. 31
- 23) 進化論的立場をとる加藤弘之は, 宗教そのものには懐疑的見解を持ち, 大部分の民衆の無知蒙昧さの教化には宗教も有効であると考えていた。
- 24) 『教育時論』 明治三十二年十月十五日第五二二号
- 25) 当時新教の基督教主義学校は小学校を含め殆んどが, 訓令のために廃校に追い込まれるか, 宗教性を棄てて私立学校としての認可を受るか, 宗教性を維持するため各種学校に甘んじるかの道を選ぶはめに追い込まれたために, 訓令を基督教に対する山県内閣の弾圧策ととる評価が一般的である。(工藤英一「文部省訓令第十二号とキリスト教学校」『福音と世界』1957年2月号, 山本秀煌編『フェリス和英女学校六十年史』昭和6年, 井深梶之助とその時代刊行委員会編『井深梶之助とその時代』第二巻 昭和45年等参照) 確かに基督教主義学校の受けた打撃は大きく, 当初政府は学校側の訓令撤廃要求を頑強にはねのけていたが, やがて各々に特権を付与し訓令の「骨抜き化」をはかっていった。こうした訓令の「有名無実化」は「信仰の戦いにおける勝利」の結果ではなく, 何故「有名無実化」してもかまわなかったのかという視点からとらえ直されなければならない。
- 26) 床次竹二郎伝記刊行会 『床次竹二郎伝』 昭和14年 p. 246
- 27) 一応神・仏・基の顔触れは揃えていたが決して代表的宗派を一同に会する性格のものではなかった。たとえば推進者の一人頭本法華宗管長本多日生は軍部や財

- 闊とのつながりの深い最右翼の大物であり、宗派自体はむしろ中小宗派であった。
- 28) 床次竹二郎伝記刊行会 前掲書 p. 277
- 29) 政府は基督教に法的公認を与えたわけではなかったが、従来宗教界から疎遠な待遇を受けていた基督教は三教合同によって「初めて……安定した地位を与えられたように感じた」（神戸女学院 『神戸女学院百年史』総説 昭和51年 p. 225）という感想を持った。
- 30) 鈴木美南子 「近代日本における宗教と教育の関係(上)」『フェリス女学院大学紀要』第十四号、1979年 p. 53
- 31) 海後宗臣編 『臨時教育会議の研究』東京大学出版会 昭和35年、p. 735
- 32) 関直彦委員の発言。同上書 p. 743
- 33) 政府は大本教を弾圧し壊滅させようとしたのではなく、弾圧によって骨抜きにし懐柔する方針をとった。事件後釈放された出口王仁三郎はやがて日本の満蒙侵進に積極的に加担していく。また、生長の家、霊友会は新興宗教の代表的なものであったが、弾圧の対象から除かれていた。
- 34) 文部省内教育史編纂会編修 『明治以降教育制度発達史』第七巻 昭和十三年 p. 3
- 35) 海老原治善 『続現代日本教育政策史』、三一書房 1967年、p. 78
- 36) 『教育時論』大正十三年三月五号、第一三九号
- 37) 東京帝国大学教育学談話会（1929年1月23日）での「宗教と教育との関渉」と題する下村寿一の講演。（東京帝国大学教育学研究室『教育思潮研究』第三巻第一輯 昭和4年、p. 328）
- 38) 『教育思潮研究』 第四巻第一輯 昭和四年、p. 327
- 39) 同上書 p. 444 なお、文部省学生部発行の『思想関係ヨリ見タル訓育方法』（昭和六年）には全国の大学、高等学校、師範学校、専門学校で、多様な宗教教育が行われていた事実が学校別に詳しく述べられている。
- 40) 学生思想問題調査会 「学生思想左傾の大綱」『現代資料42 思想統制』みすず書房 1976年、pp. 32—38
- 41) 留岡清男 「美濃ミッション事件と教育の自由」『教育』第一巻第七号 岩波書店 昭和8年、p. 228
- 42) 「一般ノ教育ヲ宗教以外ニ独立セシムル件」解釈ニ関スル件（昭和七年十二月二日宗教局普通学務局通牒発宗第一〇二号三重県へ）
- 43) 井門富士夫編 前提書 p. 297
- 44) 『近代日本教育制度史料』第二巻 講談社 昭和32年、p. 489
- 45) 『教育思潮研究』第七巻第二輯 昭和8年、p. 239
- 46) 『教育思潮研究』第八巻第一輯 昭和9年、p. 260
- 47) 『近代日本教育制度史料』第十一巻、p. 93

- 48) 『現代資料42 思想統制』 P.99
- 49) 『教育思潮研究』第七卷第四輯, 昭和8年 P.295
- 50) 同上書 P.297
- 51) 『現代資料 42 思想統制』 P.203
- 52) 「教育及學術ニ関与スル者国体ノ本義ヲ明徴ニシ之ニ基キテ其ノ任務達成方」
(文部省訓令第四号)
- 53) 日本文化協会編 『教学刷新評議會答申及ビ建議』 昭和12年, P. 13
- 54) 入沢宗寿 「修身教育と宗教教育」『教育思潮研究』第九卷第四輯 昭和10年,
P.106
- 55) 留岡清男「『宗教教育答申案』の歴史」『教育』第三卷第十一号 岩波書店 昭
和10年, P.106
- 56) 『教育思潮研究』第九卷第四輯 昭和10年, P. 217
- 57) 留岡清男 前掲書, P.106
- 58) 中島太郎 『近代日本教育制度史』 岩崎書店 昭和41年, P.763
- 59) 海老沢亮 「宗教教育の諸相」 日本宗教教育協会 昭和11年, P. 3
- 60) 唐沢富太郎 「近代教科書におられた仏教的教材」『講座近代仏教』第4巻
／文化編, 法蔵館, 昭和37年, P.176
- 61) 吉田熊次「教育と宗教との本質的關係」『教育思潮研究』第十卷第一輯, 昭和
11年, P. 7
- 62) 宗教教育研究会 『宗教教育研究会紀要』第一巻, 広文堂, 昭和4年, P. 9
- 63) 神奈川県教育会編 『宗教的情操涵養の具体的方案』 文教社, 昭和11年,
P.16

A Brief History of the Administration of Religious Education in Modern Japan

Kazutaka Yamaguchi

The separation of religion and politics as a fundamental human right in modern civil society was developed through many difficulties and struggles between the church and the state. These struggles resulted in the transfer of the right to administrate education from the church to the state and the establishment of a theory of "secularization" of public education. The latter theory stated that the freedom of religion of taxpayers and of pupils receiving education should not be violated by the state which offers that education. Freedom of religion also ensured the right to have religious education at private schools.

The Meiji Restoration though was begun based on the idea of the unity of the church and the state, seeking to make Shintoism the religion of the state. As the result, the government both emphasized the fostering of traditional patriotism (nationalism) and loyalty to the state along with an arrangement of national education based on a modern educational system. In order to accomplish this, religious and moral education played a large part of the role. Under these circumstances then, though secularization of public education in Japan was advanced, it entailed a deep internal contradiction.

The Meiji government set up a policy that ensured neutrality of education on the principle of the separation of religion and politics. But they gave the same position to State Shintoism as a state religion and put the Emperor at the apex who was sacred and inviolate. People were thus forced to worship the Emperor

and his family. The Imperial Constitution confined freedom of religion within the range of the Emperor system. All religions except for State Shintoism were subordinate to it.

Religious ceremonies of State Shintoism were introduced into school education from the 1890's by means of the Imperial Rescript on Education so that religions except for State Shintoism were completely removed from schools. Order No. 12, issued in 1899 by the Ministry of Education, prescribed the exclusion of all religious education and religious ceremonies from schools, even from private schools. The Order superficially provided for strict separation of religion and politics, but its chief purpose was to omit religions other than State Shintoism from all school education.

The rapid growth of capitalism and class struggles in Japan though, made it difficult for cultural and moral ideas alone to maintain national unity. In addition, there was the problem that many students and teachers believed in Socialism. With the outbreak of the "Manchurian Incident" which marked the beginning of the subsequent Japanese aggression, the government presented a policy to foster religious sentiment in order to counter Marxism.

It was at this time that the Ministry of Education issued a notice in the name of the Vice-Minister of Education concerning "Cultivation of Religious Sentiment" in 1935, which was an arbitrary interpretation of Order No. 12. The government, in the notice, encouraged "religious sentiment" education in public schools. The "religious sentiment" was prescribed as "something religious" or "religiosity" that should not incline toward a particular religion or denomination. Many theories were written to ensure justification of the notice. However, since there was no such entity as religion in general, this gave rise to confusion in the classrooms. Consequently, education preaching loyalty to the Emperor was introduced in the form of non-sectarian "religious sentiment" prescribed by the Ministry of Education.